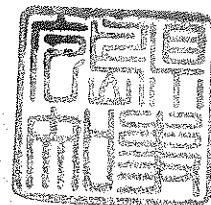


公 告

次のとおり公募型プロポーザルに付すこととしたので公告する。

平成31年4月17日

広島県知事 湯崎 英彦



1 業務内容

(1) 業務名

「経営者層のための実践的マネジメント講座」実施業務

(2) 業務の仕様等

公募型プロポーザル説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から平成32(2020)年2月28日まで

(4) 履行場所

主に広島県内

(5) 事業予算額

5,260千円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

2 公募型プロポーザル参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。

(2) 平成29年広島県告示第376号(平成30年から平成32年において県が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等)によって「16E研修等」または「21Zその他」の資格を認定されている者であること。

(3) 本件調達の公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。

3 公募型プロポーザル手続等

(1) 公募型プロポーザル説明書及び仕様書等の担当窓口、配付期間及び配付方法

ア 担当窓口

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

広島県商工労働局産業人材課(広島県庁東館2階)

電話(082)513-3420(ダイヤルイン)

イ 配付期間

平成31年4月17日(水)から平成31(2019)年5月8日(水)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律〔昭和23年法律第178号〕に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間、随時交付する。

ウ 配付方法

広島県ホームページ「入札・契約等」に掲載するほか、上記アの担当窓口において配付する。

(2) 公募型プロポーザル参加資格の確認

ア 本件公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、公募型プロポーザル説明書に明記されている公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び必要な添付書類（以下「公募型プロポーザル参加資格確認申請書等」という。）を提出し、公募型プロポーザル参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果、公募型プロポーザル参加資格に適合するとされた者に限り、公募型プロポーザルに参加することができる。

イ 提出先

上記(1)アの場所

ウ 提出期限

平成31（2019）年5月8日（水）午後5時

エ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律〔平成14年法律第99号〕第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。）による。ただし、郵送等による場合は、上記ウの期限までに必着することとする。

オ 公募型プロポーザル参加資格の確認結果の通知

平成31（2019）年5月10日（金）までに通知する。

(3) 提案書の提出期限及び提出方法

ア 提出先

上記(1)アの場所

イ 提出期限

平成31（2019）年5月22日（水）午後5時

ウ 提出方法

持参又は郵送等による。ただし、郵送等による場合は、上記イの期限までに必着することとする。

4 最優秀提案者の決定

(1) 審査方法

提案書及び提案書に係るプレゼンテーション、ヒアリングの内容を基に、あらかじめ定めた提案書評価基準に従い、広島県商工労働局産業振興施策公募型プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）による審査を行い、最も高い評価値を得たものを最優秀提案者として決定する。

(2) 審査日程等

（日時）平成31（2019）年5月24日（金）（時間の詳細は、提案者ごとに別途通知する。）

（場所）広島県庁本館103会議室

(3) 提案書評価基準

評価項目については、「経営者層のための実践的マネジメント講座企画提案書作成要領」に基づき記載した項目を対象に、評価を行う。

(4) 結果の通知

平成31（2019）年5月28日（火）までに、すべての提案書提出者に対し通知する。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約保証金

ア 県と締結した委託・役務業務契約を平成 19 年 10 月 1 日以降に解除され、その後、当該契約解除の要因となった業種の資格を入札参加資格要件とする県との契約を締結し、誠実に履行した実績がない者

契約金額の 100 分の 10 以上の額を納付。ただし、金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、県を被保険者とする履行保証保険契約又は県を債権者とする履行保証契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

イ 上記ア以外の者

免除

(3) 公募型プロポーザル参加者に求められる義務

公募型プロポーザル参加者は、契約を担当する職員から公募型プロポーザル参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) その他

公募型プロポーザル説明書による。

6 問い合わせ先

〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号

広島県商工労働局産業人材課（広島県庁東館 2 階）

電話 (082) 513 - 3420(ダイヤルイン) ファクシミリ (082) 223 - 6314

電子メール syojinzai@pref.hiroshima.lg.jp